

## 障害者雇用対策の体系について

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進

障害者基本計画・重点施策実施5か年計画

障害者雇用対策基本方針

総合的な障害者雇用対策の推進

## ① 事業主に対する指導・援助

- 障害者雇用率制度
  - ・法定雇用率
    - 民間企業 = 一般の民間企業 1.8%、特殊法人等 2.1%
    - 国・地方 = 2.1% (一定の教育委員会 2.0%)
  - ・雇入れ計画作成命令等による雇用率達成指導の実施
- 障害者雇用納付金制度等による事業主支援等
  - ・障害者雇用納付金・調整金等による事業主負担の調整
  - ・障害者雇用のための施設・設備等の改善、介助者の配置、住宅・通勤に対する配慮、中途障害者の雇用継続等を行う事業主に対する助成
  - ・特定求職者雇用開発助成金による賃金助成
- 障害者の在宅就業支援制度の創設
  - ・在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金等の支給
- 障害者雇用に関するノウハウの提供
  - ・障害者雇用に関する好事例や雇用管理ノウハウの提供

## ② 障害者の特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施

- 公共職業安定所における障害者の態様に応じた職業相談・職業紹介、職場定着指導の実施
- 障害者職業センターにおける職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施 (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営)
  - ・ジョブコーチによる職場適応のための人的支援の実施
- 雇用と福祉の連携による支援の充実強化
  - ・地域における福祉的就労から一般雇用への移行の促進
  - ・就業面と生活面における一体的な支援の推進
- 多様かつ効果的な職業能力開発の推進
  - ・障害者職業能力開発校における職業訓練の推進
  - ・地域の多様な民間機関等に委託して行う職業訓練

## ③ 障害者雇用に関する啓発

- 試行雇用による事業主の障害者雇用のきっかけ作りの推進
- 障害者雇用促進運動の実施
- 障害者団体と連携した広報啓発活動の実施

## 職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

### 1 公共職業安定所

就職を希望する障害者の求職登録を行い（就職後のアフターケアまで一貫して利用）、専門職員及び職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施

### 2 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）

#### (1) 障害者職業総合センター〔1センター〕

高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施

#### (2) 広域障害者職業センター〔3センター〕

（国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき髄損傷者職業センター）

障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施

#### (3) 地域障害者職業センター〔各都道府県1センター、5支所〕

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

### 3 障害者雇用支援センター

（都道府県知事が指定した民法法人が設置・運営）〔14センター〕

就職が特に困難な障害者に対する職業準備訓練を中心とした雇用支援を実施

### 4 障害者就業・生活支援センター

（都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営）〔110センター〕

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施

### 5 障害者職業能力開発校

（国及び県が設置、都道府県、高齢・障害者雇用支援機構が運営）〔国立13校、府県立6校〕

訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施

#### ※ 民間の能力開発施設（事業主、民法法人等が運営）〔20施設〕

民間施設において、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施